

いわき市議会棟議場LED照明器具賃貸借に係る入札説明書

令和8年5月12日

いわき市総務部総務課

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及びいわき市財務規則（昭和 44 年いわき市規則第 17 号。以下「市財務規則」という。）第 112 条並びにいわき市議会棟議場 L E D 照明器具賃貸借に関する一般競争入札（以下「入札」という。）の公告に基づき、入札の参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 公告日

令和 8 年 5 月 12 日

2 競争入札に付す事項

契約名	いわき市議会棟議場 L E D 照明器具賃貸借
対象施設	いわき市議会棟議場
数量	別紙仕様書のとおり
納入期限	令和 8 年 11 月 30 日
契約期間	契約締結の日から令和 18 年 11 月 30 日まで
賃貸借期間	10 年（令和 8 年 12 月 1 日から令和 18 年 11 月 30 日まで）
作業条件	別紙仕様書のとおり

3 競争入札参加資格

一般競争入札に参加するために必要な資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア いわき市における「令和 8 年度入札参加有資格者名簿（物品の部 営業種目 21 その他 品目 01 リース・レンタル業）」に登録されている者

イ 別紙仕様書に記載された事業を履行する能力がある者

ウ 過去 2 年間に、国または地方公共団体と本契約と類似する事業の実績を有する者

応募者の制限

次に掲げる者は、本入札には参加することができない。

ア 施行令第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項の規定に該当する者

イ 公告の日から入札の日までいわき市から入札参加制限を受けている者

ウ いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 2 月 22 日制定）第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者に該当する者

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく民事再

生手続開始の申立てをしている者

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項または第 2 項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に関わる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（以下「更生手続開始の申立て」という。）を含む。）をしている者または更生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に関わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に関わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者または更生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。

カ 応募に係る提出書類に虚偽の記載をした、または重要な事実について記載をしなかった者

キ 不正な手段を用いて本事業を誹謗した、または事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者

入札に参加しようとする者は、及び の資格要件を満たすことで証明する次の書類を提出し、入札の参加資格があることの確認を受けなければならない。

ア 提出書類 一般競争入札参加資格確認申請書

事業概要書

LEDリース実績書

仕様適合証明書

納入機器等構成表

イ 提出方法 郵送または持参

ウ 提出場所 〒970-8686

いわき市平字梅本 21 番地

いわき市総務部総務課総務係（本庁舎 4 階）

エ 提出期限 令和 8 年 5 月 28 日 17 時 15 分まで

郵送の場合は、当日必着

一般競争参加資格確認申請書を提出した者には、その確認結果である一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。

4 入札に関する質問

受付期間 公告日から令和8年5月25日 15時00分まで
質問方法 下記の電子メールアドレスに送付すること。
総務部総務課：somu@city.iwaki.lg.jp
回答方法 5月27日までに質問者に対し電子メールで回答する。
なお、質問及び回答は、5月27日に市ホームページで公表する。

5 入札前現地調査期間

公告日から令和8年5月25日まで
担当窓口 いわき市総務部総務課総務係
電 話 0246-22-7401
F A X 0246-22-7034
E - M a i l somu@city.iwaki.lg.jp

6 入札及び開札の日時及び場所

方 式 郵便による入札（一般書留郵便または簡易書留）
封書に「いわき市議会棟議場LED照明器具賃貸借入札書
在中」と記載すること。
到着期限 令和8年6月21日
日本郵便株式会社 いわき郵便局必着
宛 先 〒970-8799 日本郵便株式会社 いわき郵便局留
いわき市役所総務部総務課
開 札 令和8年6月22日 9時00分 総務部総務課

7 入札保証金

免除とする（市財務規則第115条の規定による）。

8 契約保証金

契約代金額の10分の1以上の額とする。ただし、市財務規則第136条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

9 最低制限価格

この入札には最低制限価格を設定しない。

10 入札の方法

入札に必要な書類

ア 一般競争入札参加資格確認通知書

イ いわき市議会棟議場LED照明器具賃貸借入札書

入札に係る留意点

ア に掲げる書類を郵送または持参すること。電報、電送その他の方法による入札は受け付けない。

イ 入札者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（実印）すること。

ウ 入札書に記載する金額は、いわき市議会棟議場LED照明器具賃貸借10年間（120カ月）に係る一切の費用を含む金額（ただし、消費税及び地方消費税に相当する金額を加算していない金額）を記載すること。

エ 落札の金額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 開札等

開札は、6 で指定する日時及び場所で行う。

開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない時は、改めて再度の入札を行う。

12 入札の取りやめ等

入札者が談合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札の決定を取り消すこととする。

入札に参加する資格のない者が行った入札

入札書に記名押印のない入札

入札書に記載した金額を訂正した入札

入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

同一の入札者が2通以上の入札書を提出した入札
入札書の金額欄に「0円」と記載された入札
入札書を入れた封筒が、開札前に開封されている形跡が認められる入札
談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
その他入札に関する条件に違反した入札

14 落札者の決定方法

開札した場合において、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。(入札書にある「くじの数」欄にあらかじめ任意の値(000~999)を記入すること)

再度の入札に付し、落札者がいない場合には、施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約とすることがある。随意契約による場合の見積書の提出については別に指示する。

15 契約書の作成等

契約書の作成は、落札決定の日から7開庁日以内に行うこととする。

契約の確定時期は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印をしたときに確定するものとする。

落札者が⁶に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。

この契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る本市の歳出予算について、減額または削除があった場合には、本市は当該契約を変更し、または削除をすることができることとする。

16 入札心得

入札者は、別添えの「入札心得(郵便入札用)」を熟知のうえ入札しなければならない。